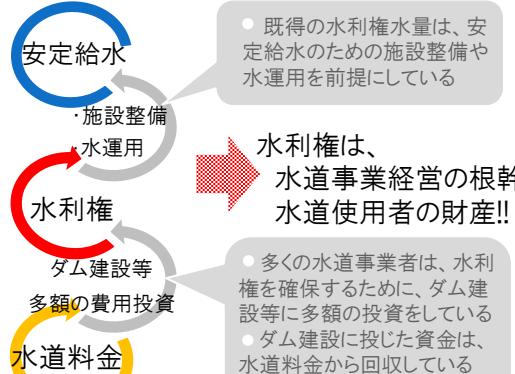


水利権制度の柔軟な運用について

- 水利権は、水道事業経営の根幹をなすものであり、また、水道使用者の財産とも言えるものである
→ 給水人口の減少などにより給水量の減少が予想され、それに伴い水利権の減量が懸念される
- 現在の水利権制度では、渇水時の特例を除いて水融通は認められていない
- 水道事業における広域連携の形態が多様化し、水利権の問題も複雑化することが予想される
- 水利権の廃止に係る河川占用物の撤去は、工事計画から施工完了まで長い期間が必要である



- ◆ 水利権とは、河川の流水、湖沼の水などを排他的に継続して取水し、利用することができる権利のことであり、水道事業者は多額の費用を投じて水利権を確保するための水資源開発に参加している



✓ 給水人口の減少傾向・節水機器・節水意識による給水量の減少

水利権の許可について

- ・水需要見合いで「水利権の減量」がなされないよう配慮すること
- ・工事時等のバックアップ分を考慮した水量が得られるよう、または複数の取水地点がある場合に、開発水量の範囲内で相互補完が可能となるよう配慮すること

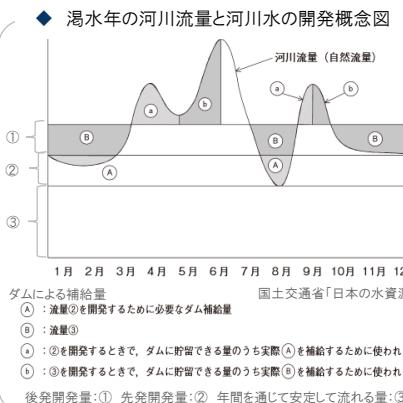
[要望事項(1),(4)]

廃止される水利権に係る河川占用物について

- ◆ 廃止される水利権に係る河川占用物は、原則撤去することとなっているが、工事量や費用が大きく、工事計画から施工完了まで長い期間が必要
→ 短期間で費用を捻出することは経営状況のひっ迫を招く

- ・廃止される水利権に係る河川占用物に対し、**水利権の廃止から施設の撤去までの猶予期間を設けること**

[要望事項(5)]



- ◆ <現状>水の融通は、渇水時に、河川管理者及び利水者等からなる渇水対策連絡協議会の調整により、状況に応じて行う



水利権の利用について

- ・水道施設の規模縮小や統廃合をせざるを得ない場合にも、**既存の水利権の活用が十分に図れるよう配慮すること**
- ・渇水時ののみならず、地震等の災害時や大規模な水質事故時などにおいても時間を使う水利使用許可の手続きを経ることなく、**特例的に水道事業者間の水融通が可能となるよう配慮すること**

[要望事項(2),(3)]

